

# 青森県報

第四千五百三十一号

平成三十年  
十一月二十一日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・妥結調査の実施……………(労政・能力開発発課) ……三
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……三
- 漁船保険付保義務の発生……………(下北地域) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……四
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(西北地域) ……四

### 選挙管理委員会

- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……五
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……五
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……六

## 告 示

### 青森県告示第七百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
クオール薬局弘前店	弘前市大字五所字野沢三九の二五	平成三〇・一
クオール薬局弘前豊原店	弘前市大字豊原一丁目五の二九	ク

### 青森県告示第七百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日

変更前	スマイル薬局	五所川原市字一ツ谷五一六の一三	平成 三〇・八・二六
変更後	共創未来五所川原薬局		
変更前	しんまち薬局	むつ市新町一〇の二二パピール コーポ五号室	三〇・九・八
変更後	共創未来しんまち薬局		

青森県告示第七百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
寿町クリニック	黒石市寿町四三の三	平成 三〇・九・二〇
アップル調剤薬局黒石店	黒石市寿町四七の三	三〇・九・三
サカエ薬局黒病前	黒石市北美町二丁目三五の一	三〇・九・三〇
ケイクリニック	上北郡おいらせ町緑ヶ丘一丁目五〇の二〇九二	三〇・八・二六

青森県告示第七百七十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担

当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
クオール薬局弘前店	弘前市大字五所字野沢三九の二五	平成 三〇・一〇・一
クオール薬局弘前豊原店	弘前市大字豊原一丁目五の二九	〃

青森県告示第七百七十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変更年月日
変更前	スマイル薬局	五所川原市字一ツ谷五一六の一三	平成 三〇・八・二六
変更後	共創未来五所川原薬局		
変更前	しんまち薬局	むつ市新町一〇の二二パピール コーポ五号室	三〇・九・八
変更後	共創未来しんまち薬局		

青森県告示第七百七十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
アップル調剤薬局黒石店 サカエ薬局黒病前	黒石市寿町四七の三 黒石市北美町二丁目三五の一	平成 三〇・九・三 三〇・九・三〇

青森県告示第七百七十七号

中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・妥結調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成三十年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 調査の目的  
県内の民間中小・中堅企業の賃金実態を明らかにし、安定した労使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 二 調査対象の範囲  
県内全域の従業員三百人未満の民間企業等の労働組合
- 三 報告を求める事項及びその基準となる期日  
1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。  
(一) 従業員数、業種、所定内給与額

(二) 賃上げ・一時金要求の有無

(三) 賃上げ・一時金の要求日、要求額

(四) 賃上げ・一時金の妥結日、妥結額

(五) 一時金の妥結時期

2 報告を求める基準となる期日は、調査実施年の要求・妥結時期とする。  
四 報告を求める者  
平成二十九年度の労働組合基礎調査で把握している従業員数三百人未満の民間企業等労働組合百五十一組合とする。

五 報告を求めるために用いる方法  
調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求める期間  
平成三十年十一月二十二日から同年十二月十七日までとする。

青森県告示第七百七十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成三十年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
西津軽郡鰺ヶ沢町大字田中町三三 小山内 実	鰺ヶ沢区域 同組合の地区	底建網漁業
西津軽郡鰺ヶ沢町大字田中町五九 三ツ谷 健太		
西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町七五 埴見 喜治		
西津軽郡鰺ヶ沢町大字七ツ石町七二 三上 満徳		底建網漁業と総 トン数十トン未 満の漁船により 行う漁業を併せ 営む漁業

青森県告示第七七十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡東通村大字岩屋字往来四九の四 三國 直人	岩屋
下北郡東通村大字岩屋字往来一〇〇の一 角本 正春	
下北郡東通村大字岩屋字往来八九の三 相馬 功	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社佐藤設備
- 二 代表者の氏名 佐藤良隆

区役員の別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	田澤 定美	北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫四二の一	平成三〇・七就任
〃	増田 順一	弘前市大字笹館字市原一〇	〃
〃	永野 邦徳	〃 大字三和字川合一四	〃
〃	神 清三郎	〃 つがる市柏桑野木田福山二三の一	〃
〃	秋庭 勝廣	北津軽郡鶴田町大字木筒字上柳川一七	〃
〃	川村金四郎	〃 字上藤代三一の一	〃
〃	長内 一敏	〃 大字野木字西松虫一〇五	〃

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、砂沢溜池土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年十一月二十一日

西北地域県民局長 平 野 義 一

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次

Table with columns for names, addresses, and other details. Includes names like 出町 国彦, 齊藤 博重, 花田 英昭, etc.

のとおり告示する。

平成三十年十一月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体 国會議員関係政治団体以外の政治団体

Table with columns: 政治団体の名称, 代表者, 会計責任者, 主たる事務所の所在地, 届出年月日. Includes entries like 福士なおはる後援会, 熊谷 範一, etc.

青森県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年十一月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体

三村申吾深浦町後援会 (齊藤 登)			日本薬業政治連盟 青森県支部 (古澤 陽一)		山本清秋後援会 (山本 英樹)		齊藤重美後援会 (折田 正勝)			相川順子後援会 (藤田 努)		奥谷進連合後援会 (八木橋 豊幸)		政治団体の名称 (代表者氏名)	
代表者	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	代表者	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	異動事項	
齊藤 登	西津軽郡深浦町大字風合瀬字下砂子川二三五の一〇	三村申吾深浦町後援会	古澤 陽一	山本 英樹	つがる市木造芦沼一三の一	折田 盛雄	折田 正勝	〇 十和田市大字奥瀬字赤石一の一〇	藤田 努	八木橋 豊幸	新				
西崎 義三	西津軽郡深浦町大字船作字下清滝一五	三村申吾深浦町後援会	高橋 昭次郎	佐々木 広規	つがる市木造芦沼椿野七二の三	漆坂 政行	齊藤 重美	〇 十和田市大字奥瀬字下川目二四の五七	奈良 順子	川田 緑也	旧				
	三〇・一〇・二六		三〇・一〇・一		三〇・一〇・三		三〇・一〇・二〇		三〇・九・三〇				平成 三〇・一〇・七	異 年 月 日 動	

青森県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、

次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
青森県を変えよう！大竹さんと進む私たちの会	品川 信良	平成三〇・一〇・二
小田ゆたか後援会	上杉 靖悠紀	三〇・九・三〇
伊藤良二後援会	伊藤 良二	二五・三・三
深浦町政刷新会議	長坂 淳也	三〇・一〇・二五

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	---	--------------------------------